

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、翌日、
翌日、翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）
- 土地改良事業計画の変更の認可（ 〃 ）
- 木材業者等の登録の変更（林務課）
- 保安林の指定の解除予定（二件）（森林保全課）
- 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（水産課）

告 示

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 田 嘉 彦 東伯郡東郷町大字川上八二三一

平成六年五月二日退任

鳥取県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用す
る同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が
行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東郷地区区画整理）に係る土地改良
事業計画の変更を平成六年六月二十日認可したので、同法第九十六条の三第五項におい
て準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第
七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、
同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号 八 本 第 3 号	登録年月日 平成5年 10月8日	氏名又は名称 及び代表者の 氏名 株式会社 サカモト 代表取締役 坂本	変更事項 代表者の 変更	変 更 前 代表取締役 坂本	変 更 後 代表取締役 雅知 坂本	登録変更 年月日 平成6年 6月10日
----------------------	------------------------	---	--------------------	----------------------	----------------------------	------------------------------

2 製材業者

登録番号 八 製 第 1 号	登録年月日 平成5年 10月8日	氏名又は名称 及び代表者の 氏名 株式会社 サカモト 代表取締役 坂本	変更事項 代表者の 変更	変 更 前 代表取締役 坂本	変 更 後 代表取締役 雅知 坂本	登録変更 年月日 平成6年 6月10日
----------------------	------------------------	---	--------------------	----------------------	----------------------------	------------------------------

鳥取県告示第五百八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二
百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の四六、一七〇三の一七九、一七〇三の一八〇、一七
〇三の五八九から一七〇三の五九七まで、一七〇三の六七三から一七〇三の六七八ま
で、一七〇三の六八一、一七〇三の八〇一
二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二
百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の八三〇、二一六四の八三一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

鳥取県告示第五百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定によ
る届出を審査した結果、米子加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意が
あったものと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成六年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次